佐賀県税条例施行規則及び過疎地域に おける県税 \mathcal{O} 課税免除 に 関 する条例施

行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月三十日

佐賀県知事 古 川

康

佐賀県規則第五十二号

佐 賀県税条 例施行 規則及 U 過 疎 地域 に お け る 県税 \mathcal{O} 課 税免 除 12 関

する条例施行規則の一部を改正する規則

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第 一条 佐賀県税条例施行 規 則 (昭和三十年佐 賀県規則第四十号) \mathcal{O} 部を次

のように改正する。

様式第十一号その一中

加算金 法人特别税 強 継 44 Ħ \succ 世界 (大学) (法人 県民 観 볼 수 <u>u</u> 42 끸 資本割 43 理言哲 盤 骞 誤稅標準 県分 海 第2至 完 -# 마바 類

を

法人特別稅 加算金 抵 綝 \succ 法人県民税 立 注 注 注 注 注 豐 <u>46</u> 괵

に改

める。

銀行」 様式第九十九号その二の 様式第十四号その一 裏、様式第十五号の を 「楽天銀行」 0) 裏、様式第五十四号その一の に改める。 裏及び様式第百一号その (裏) 様式第十四号その三の裏、 <u>ー</u>のニ 裏、様式第六十七号の 様式第十四号その四 裏中「イーズソク (裏)

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則)

第二条 過疎地域における県税の 課税免除に関する条例施行規則 (平成二十二

年佐賀県規則第四十六号) \mathcal{O} 一部を次のように改正する。

を削る。 第二条の表中 第七十二条の三十第一項、 第七十二条の三十一第 項」

附則

の規則は、 平成二十二年十月 一日から施行する。